

令和元年9月20日

川俣町告示第64号

## 川俣町井戸掘削事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 町は、町内の給水区域以外の区域において、飲用水の安定的な確保を図るため、井戸を掘削する必要がある者に対し、川俣町補助金等の交付に関する規則（昭和49年川俣町規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水区域以外の区域 川俣町水道事業給水条例（平成9年川俣町条例第37号）第2条及び川俣町簡易水道施設設置条例（昭和59年条例第20号）第2条第2項に規定する区域以外の区域及び給水区域内であっても配水管の敷設が著しく困難であると町長が認める区域をいう。
- (2) 飲用水 飲用、炊事用、入浴用、その他の日常生活に使用する水をいう。
- (3) 水質検査 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「省令」という。）の表の上欄に掲げる事項について、福島県飲用井戸等衛生対策要領（平成元年福島県保健環境部長通知（元第環衛第463号））の水質検査項目（塩素消毒をしない場合は、消毒副生成物を含まない。）に関する水質検査をいう。
- (4) 浄水器 省令の表の下欄に掲げる基準に適合する水質に浄化する機器であり、かつ、次に掲げる事項の全てに該当するものをいう。
  - ア 飲用水を供給する給水装置に接続できること。
  - イ 耐用年数が通常の使用方法において5年以上であること。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、給水区域以外の区域に井戸を掘削し、専ら人の住居

の用に供する建物又はその一部を人の住居の用に供する建物（別荘等の一時的な居住の用に供するもの及び事業活動に供するものを除く。）に、単独又は共同利用により当該井戸を利用する者とする。

2 前項の規定に加え、補助の対象となる者は、次の各号に該当しなければならない。

- (1) 町内に住所を有し、現に居住している者又は町外から町内に住所を移し、居住しようとする者であること。
- (2) 井戸掘削の場所は、給水区域以外の区域であること。
- (3) 井戸掘削工事は、業者に委託して施工すること。
- (4) 町税の滞納がないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ボーリング工事（打ち抜き工事及び素掘り工事を含む。）
- (2) 取水管工事費
- (3) ポンプ設置工事費
- (4) 給水管工事費（屋内配管工事費を除く。）
- (5) 電気導線工事費
- (6) 貯水タンク設置工事費
- (7) 浄水器設置工事費（浄水器の台数は1台までとする。）
- (8) 水質検査費（井戸設置時及び浄水器設置後、いずれも1回までとする。）

（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、対象事業費総額が1件2万円以上のもので、前条各号に規定する補助対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を限度とする。

2 共同利用の井戸の工事においても、補助金の額は前項と同様とする。

3 前2項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 補助対象経費について、申請者がこの要綱に基づく補助金以外の補助金等を交付され、又は交付の決定を受けている場合は、当該補助事業に該当しないものとする。

(事業の適用)

第6条 前条に規定する事業の補助は、同一世帯について1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第4条第1項に規定する申請書は、川俣町井戸掘削事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 工事費等の内訳が明記されている見積書の写し
- (3) 井戸掘削工事場所の施工前の写真
- (4) 井戸の場所及び給水する建物との位置関係が分かる位置図及び工事図面等
- (5) 共同利用の場合は、代表者選任届兼誓約書(様式第3号)
- (6) 他人の土地に井戸を掘削する場合は、土地使用承諾書(様式第4号)
- (7) 完納証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第8条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金交付の可否を決定し、交付決定(却下)通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(事業の着手)

第9条 申請者は、前条の規定による交付の決定の通知を受けた後、補助事業に着手するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者はやむを得ない理由がある場合は、町長の承認を得て前条の規定による交付の決定の通知を受ける前に補助事業に着手することができる。

(変更の申請等)

第10条 前条の規定により、補助金交付決定を受けた申請者は、補助金申請内容を変更、又は中止する場合は、変更承認申請書(様式第6号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、当該変

更を承認し、又は不承認としたときは、変更承認（不承認）通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（申請を取り下げることができる期日）

第11条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までとする。

（実績報告書）

第12条 規則第13条の規定に規定する実績報告書は、川俣町井戸掘削事業実績報告書（様式第8号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 事業経費内訳書（様式第9号）
- （2） 工事費の支払いを確認できる領収書の写し
- （3） 井戸掘削工事の施工中・施工後の写真
- （4） 竣工図面等
- （5） 柱状図
- （6） 浄水器を設置した場合は、その性能及び仕様を証する書類
- （7） 原水の水質検査結果及び浄水器設置後の水質検査結果の写し
- （8） 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

2 規則第13条第2項に規定する別に定める期日は、当該事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果を適当と認めたときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第10号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第14条 補助金の交付の決定の通知を受けた申請者は、補助事業が完了した場合は、川俣町井戸掘削事業補助金交付請求書（様式第11号）を、速やかに町長に提出しなければならない。

（補助金の交付取消）

第15条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金をこの目的以外に使用したとき。
- (3) その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第16条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効日)

2 この要綱の規定による改正後の川俣町井戸掘削事業補助金交付要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。